

第二十四回 参議院商工委員会會議録第二十六号

(三八五)

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)午後三時七分開始

委員の異動

本日委員木村守江君辞任につき、その補欠として寺本廣作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君
阿具 根 登君
河野 謙三君

委員

古池 信三君
高橋 衛君
苦地 義三君
中川 以良君
深水 六郎君
海野 三朗君

国務大臣

国務大臣 正力 松太郎君

政府委員

總理府原 子力局長 佐々木 義武君
経済企画 齋藤 憲三君
通商産業 川野 芳満君
政務次官 山本 友太郎君

事務局側

常任委員 山本 友太郎君
会専門員 石川 一郎君

説明員

原子力委員会委員 石川 一郎君

本日の會議に付した案件
○日本原子力研究所法案(内閣提出、衆議院送付)
○原子燃料公社法案(内閣提出、衆議院送付)
○核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(阿具根登君) ただいまから委員会を開きます。

まず委員の異動について申し上げます。本日、木村守江君が辞任され、寺本廣作君が指名されました。以上報告いたします。

○理事(阿具根登君) 原子力三法案を議題に供します。質疑のある方は、順次御発言願います。

○海野三朗君 私は、さきに正力国務大臣に対して、学者の研究の自由についてその意見を尊重し、かつその保障を与えるように再三にわたって質問したものでありますが、私が納得のいく御答弁が得られなかったため、この際重ねて御質問申したいと思うのであります。

まず、基本的な問題としまして、事科学の研究に關しましては研究のテーマの選択、研究方法の進め方、それから研究費などの問題については研究当事者である学者の意見が基礎となり、それをもととして政策の問題が初めて立てられるべきものでありまして、逆に政策が優先して研究の自由を束縛するようなことがあつては科学のほんとうの発達には期待できないばかりではな

く、国の政治を誤ることとなると思ふのであります。大臣はこの基本的立場をお認めになりますか、御所信を承わりたいのであります。

○理事(阿具根登君) 海野委員に申し上げますが、正力国務大臣から答弁を願います。先ほど座談の中で出ましたように原子力委員の石川一郎君がお見えになっておりまして非常に時間が短かいようでございますから、次から石川一郎君に対する質問を早目にお願いたします。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまお尋ねの点、御趣意に私は全く同感なのであります。政府としても学者の研究は十分尊重いたしております。決して今まで制肘を加えたつもりはあり

おるところもあるのだ、ただこれを頭に置いてもう一ぺん考え直してくれぬか、おそろくあのときにおいて委員会がどうしても武山だということを主張するならば政府もこれに従うたかもしれません。が、委員会の方ももし政府がどうしてもこうしろというなら確かに委員会は反抗したに違ひありません。しかしそうでなかったのです。た

も、あるいは難談というふうにしてお聞きとり願うことができるのでございましょうか、お聞きいたしたいのですが。

○理事(阿具根登君) 速記をとめて。

○理事(阿具根登君) 速記を起して。

○海野三朗君 この原子力の利用問題につきましては、経団連としては石川さんのお立場ではどういうふうにお考えになつていらっしゃるのですか。

○説明員(石川一郎君) 実はこの原子力の問題をもう少し産業界なり経済界が強く取り上げなければならぬということをお考えしたのは、私が一昨年の二月アメリカに参つて歸つてきてからでございます。それから後学会等の雑誌等にいろいろの意見を出しまして、経団連でもまだその時分には日本内地の方もその熱心になつておられなかつたのだけれども、委員会というふうなものが研究を進めたらどうか、これは要するに生活水準の向上の問題とか、あるいは産業革命にもなりますし、またエネルギー問題を常に研究しておるものから、早くそういうことで幾らかずつみなを齎つて参つたらどうかということとでもつとやつて参つたのであります。なおその後各方面におきまして小さいグループがたくさんでございまして、そうしてそこで御研究なすつていらつしやつたものですから、それと連絡をとつてお話し合いを伺つたりなんかしておりました。

○海野三朗君 この研究の自主性というのを今まで私も機会あるごとに唱えてきたのであります。国会に出る前からこれは唱えてきたのであります。この研究者の自主性という点を十分尊重していただかなければならぬ。この発達というものは期せられない、このいうふうには私は思っておりません。で、このいう点についてはやはりいかにやうにお考えになっていらっしゃるのですか。

○説明員(石川一郎君) 今おっしゃったようにわれわれも考えております。基本法にもそういうことが出ております。ただ問題は学校で研究なさる問題につきましては、重複しようと思つておられます。ただ、しかし相当大きな装置を作つて何億もの金をかけてやるものについてはそつと方々でできませんから、できるだけそれを皆さんで御利用なさつて御研究願いたい、こういうふうな考えを持っております。

○理事(阿具根登君) ほかに石川一郎君に御質問ございませんか。

○海野三朗君 ただいま国務大臣から武山のお話を承りましたが、これは見方によりましては国防優先という感じを国民に与えておるのであります。こういう点はいかにやうにお考えになっていらっしゃるのですか。いろいろ御説明を承つたのであります。国防優先という点ではこの原子力の問題も妙なことになるのではないか。初めに平和利用といふことを前提に置きながら、基本法には幾らつばななことをうたつたつてそれはどうでもなるという印象を国民に与えておるようには私は思

うのです。国防優先ということでは昔の日本に逆戻りしておるのじやないか、こういうところを非常に私懸念するのではありませんか。そういう御説明を一つ承りたいのです。国防優先であるという結果になりましたか。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまの御質問について私もごもつとも思つておりますが、しかし決して今度の武山問題は国防を優先するために武山をいかにということにしたわけではないのであります。ただ私どもの説明なり言葉が足りなかつたためにそういう印象が一部にあつたかもしれません。武山をいかにとした理由は国防上、武山は必要だからいかにとしたわけじゃないのであります。ただ武山は国防上にも関係あるのだ、まだ国防計画も立つておらないのだから、一応一つ原子力委員会ではもう一ぺん考え直してくれんかというのを政府が言つたのであります。先ほど申し上げたやうに決つて武山がいかにというのではないのであります。国防上の計画が立つておらんのであります。だからできればもう少し待つてもらいたい、再考してくれ、そして委員会の方でもせつかく政府が言うならば、もともとこの前申し上げたごとく原子力の実験炉、それから動力炉を区別するということとはよくないのではありませんか。これは海野委員は専門家でいらっしゃるから御承知だと思ひます。そういう分離するといふことは二重の手續になるのです。従つて敷地選定にしても初めは両方合同の所を探したわけですから、そころがなかなか合同のいい所が見当りません。それではむしろ分離してでも

やつたらどうかということ、分離するといふと武山が優勢だということになつたのであります。そのうちに水戸の東海村という所が出てきて、あそこならば合同でもできるという話もあつたのです。あつたのですが、分離してやると武山が便利だといふ点があつたのです。だからまず武山といふふうになつたやうなわけでありまして、従つて委員会に向つて政府から差し戻される、委員会はもとよりいかにいかに、満場一致それでは水戸がいいじやないかと、こゝなつたわけでありまして、ただこれは内輪の話であります。政府から差し戻されてすぐ水戸といふといかに武山がだめだからしたやうに見えらるから一週間ばかり決定を延ばしたらどうだ、そういう意見は委員五人のうち二人はそういう意見であります。一方急ぐのじやないか、だから多少世間から誤解を受けるかもしれんけれども急ぐからいかにいかにいかにいかにしてやろうといふことであれはきめとしてやろうといふことであれはきめた、これが真相であります。決して政府の差し戻しにも武山いかにと書いてあるくれない。武山については一つ考慮してくれとこゝなつております。そしてそれが今申ししたやうな点で全会一致水戸がいいのじやないかといふことになつたわけでありまして、これはもうほんとうで、世間では政治的にどうだとかあるいは正力が、委員長が独断でいふのはこれはみならずです。これはもうほんとうにやういふことであります。ほんとうにどの委員も、私は元來水戸がいいといふことを、二月のときから水戸にきめた方がいいといふことを私個人は考えておりました。くさいですが、

その証拠には現地に現に行つた委員諸君初め技術者もなかなかよかつた、よかつたといふ異口同音にこれは言うたわけであつたから、これは決して自分勝手勝手勝手に申しているわけではありせん。あのとき行つた新聞記者にお聞きしてもわかりました。事実そういうわけですから、私どもの発表に多少のまづいところがありましてけれども、事実悪いものを水戸にしたのじやないといふことではあります。この点はどうぞ御安心をお願いしたいと思います。従つて決して防衛優先といふ意味でもないといふことなのでありますから、どうぞお願いいたします。

○海野三朗君 次にただいま私の申し上げました立場からして二点についてお伺いをいたしたいと思います。

先ず第一点は研究所法の第二十四条の基本計画についてであります。研究所の業務運営というものは原子力委員会の議決を経て定められる基本計画に基いて行われることになつてゐるのではありませんか、この基本計画には長期計画と年次計画、研究テーマ、研究方法など詳細な点に至るまで定められるのかどうか、その点をお伺いいたしたいと思います。

と申しますのは、この基本計画の定め方いかんによつては原子力研究所の研究員の研究は全くその定められた範囲を越えることができないものではないかといふ懸念であります。言いかえまして、学者が自発的に思ひ通りに研究したいと考えても、それが認められなくなるのではないかと、いろいろおそれがあるからであります。研究と申しますのは自由でなければならぬ、研究員が何が出来るかわからない、ほんとうに予測することができないものな

のであります。それはただ研究者のみが知つてゐる世界である、作り出す世界であります。この研究者の発案によるその研究計画と申しますかそれが根本になつていかなければならぬ、こゝを思ふのであります。原子力委員会がつまり研究員と直結するやうになつていなければならぬのではないかと。直結しないではただ原子力委員の人たちでもつておきめになるのでは足が地につかないのじやないかといふおそれがありますのでこの点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(佐々木義武君) この第二十四条に基きます基本計画の内容でございますが、ただいま考えておりますのはお話のやうに長期の計画と当該年度の計画と二つ考へております。両方ともまだ研究中でございます。両方ともまだ研究でございましてできてはおりませんが、しからばその内容いかんといふ問題でなければ、まあ、まだはつきりきまつたわけではございませんが、ただいま考えている段階では、たとえてみますと原子力の建設計画、あるいは人材の申しますか、技術員の養成計画、あるいは諸材料の整備計画といつたやうなのが内容の主たるものでございまして、決して研究者そのものの研究自体を縛るというふうなことはこの計画の中には含まれてございせん。

○海野三朗君 原子力委員会と研究員、つまりほんとうの研究をする主任研究員とのつながりはどうなりますか。

○政府委員(佐々木義武君) 委員の皆さんが直接研究所の研究員と直結するといふふうにはただいまのところはもちろんなつておりませんが、ただ委員

会と研究所の首脳部あるいは主たる研究所の方たちと定期的話し合い等を随時開いておりました、この間意思の何と申しますか、そこを来たさないようにということ、まあ極端にいいものと一心同体的な運用方法をやっておりますから、研究が逐次進むに従いまして研究者の研究成果も十分委員会には反映いたすでありまして、また委員の皆さんが考えておられることも研究の助長のためにそれぞれお話があれば研究者にも伝わるというふうな運営方法は十分と心得るのじやなからうかというふうに考えております。

○海野三朗君 私心配しますのは、原子力委員会だけでこれをやっていくということではないのです。研究員、つまり研究に直接当たっておる人たちの意見がこの原子力委員会に反映されるような条文になつていないと困ると私は思ふのでありまして、その例は幾つも私はたくさん持つておりますが、まずこれは大学にしてみてもわかるのです。助教の若手の人たちのやつておることはこれは第一線に立つてやつていますから、その意見がだんだん寄り集まつて教授会に現われるという形になつてゐるのです。これはもう不文律でそうなつておるのです。これだけの法文で見ると原子力委員会だけでつまつた政策だけをきめておつてやつていくというのでは下の方が思う通りに動けなくなる、私はその点を懸念するのであります。その点はどういふふうにお考えになつていますか。私はこの法文がこれで不備だと思ふのはそれなんです。研究員と原子力委員会の委員とのつながりが何か明文化されて

れていないとこれは困るのではないかと。

○政府委員(佐々木義武君) その点は私の考えとしては、むしろ運用そのものの問題でございまして、法文そのものの問題ではないようにも考えられるのじやなからうかと思ひます。そこで先ほどお話し申し上げましたのは、むしろ運用面で海野委員の常々御主張なすつてゐる研究者の自由、あるいは自主性と申しますか、こういうものがかえつて阻害されぬように弾力性のある運営方法をとるのが一番要当じやなからうかというふうにも考えられますので、むしろ先ほど申し上げましたように、研究所の研究員の自由な研究の結果を委員の皆さんにも十分反映するようないろいろ話し合いの機会を作つたり、あるいは報告の検討会を持つたりというふうな常時接触を保つというふうな行き方が一番実効的じやなからうかというふうな考えでございまして、

○海野三朗君 どうも私はそこがはつきりしないのです。この基本計画を作成するに当つて、原子力委員会は単に原子力局や科学技術庁の役人の作つた案を基礎とするだけではなくて、学者の意見を聞く機会を持つ必要があると思ふのであります。この法律案を見ますと研究所の研究員となつてゐる学者の意見を基本計画の中に取り入れるための手続、研究員の意向を原子力委員会に反映させる方法を定める規定が全く見当たらないのであります。一方においてこの法案は第三十六条において内閣総理大臣は研究所に対して、その業務に関し必要な命令をすることができるといふ監督規定だけが設けられておりまして、学者の研究について政

府がそういう研究をしてはいけない、こういう研究をしないといふ命令できることになつてゐるのであります。さらにまた三十二条の補助金の規定を見ても、学者の研究は予算の面で縛られますが関係から、時の政府の意向によつて左右されなければならなくなる結果が生じてくるのであります。こうして見て参りますと研究員には研究の自主性がほとんど認められていない。そうしてただその監督権がここに法文化されているのです。これでは仏作つて魂入れずという結果になるではありませんか。そこを話し合ひでできるといふ御答弁ではあるけれども、それはごまかしです。それはできるものではない。これを法文の中にお入れにならなければ片手落ちではありませんか。

○政府委員(佐々木義武君) 実は先ほど少し勘違いいたした答弁を申ししたかもしれませんが、基本計画の作り方、これは法文上では原子力委員会の議決を経てということになつておりますが、それは原子力委員会そのものが一体これをきめるときにどういふふうな手順でたゞいまのところ進めるかという実情を申し上げるのとあるいは回答になるのではなからうかと思ひますので実情を申し上げますと、この委員会の下部機関と申しますかに参事会といふのがございまして、その参事会には学界も産業界の方も皆お入りになつてゐます。それからもちろん研究所の方も理事の皆さんも入つておられます。そしてその参事会の下にさらに専門委員といふのがございまして、これもたくさん必要に應じておられます。ほとんど学

者の方が多いのでありますが、そういうたゞし問題によりましてこの専門委員の皆さんあるいは大局的な問題であればその参事会というところでそれぞれ議論を戦わせます、そして十分この原子力研究所の意向、あるいは研究成果というものが反映できるようなその参事のルートを通過してこの基本計画が作られる、こういうふうな格好になつておりますので、ただいまあるいは顧問と申しますか、そういう方たちがほとんど大部分の方がまたこの原子力委員会の参事にもなつてございまして、両方兼ねてゐる方がほとんどございまして、少くともこういう基本計画を作る際には十分研究所の意向というものは織り込んで作り得るものだとはいふに考えております。

○海野三朗君 研究所の意向というものを原子力委員会に反映させる方法などを定める規定が全く見当つていないのです。その点はどうかお考えになりますか。規定ができていない。

○政府委員(佐々木義武君) これは先ほど申しましたようにむしろ運用そのものの問題でありまして、法律でございましてから研究所の意向を尊重すべしというふうな条文になります。別にそういうものを作らなくても基本法で明確な趣旨が出ておられますし、またその基本法に基きましていろいろかくのごとき法律ができてございまして、そういうところではむしろ基本法の精神をくんで、運営でこれをやつていくといふいき方の方がよいのではなからうかというふうに考えております。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま海野委員の申された御意見もつともでございますが、これは私どもはこういふ考えでおりますので、基本法に研究の自由というふうに大きくやつておるのではありません。ただこれを運営する、研究自由にしてあるけれども、根本方針だけはどこがとるかきめなければならぬ。それでその中心は原子力委員会だと、研究は自由なんだと、しかしながらこの中心点は、原子力委員会にあるんだと、こういうことにしまして、しかし委員会にあるにしても、この委員会は万端でありませぬから、それこそ衆知を集めなくちゃならぬといふことで、それで先ほど佐々木局長が申し上げましたごとく、委員会はさらに参事といふ学者のグループも作る、さらに専門委員といふものを置いて、そしてそのほかさらに學術會議に對して、政府は諮問をするということにしておるし、それからさらにまた御承知の通り、産業會議といふので民間の意見、また民間の学者の意見も聴取するといふふうにして、皆聴取しておりますが、要するに根本は、研究は

自由であると、その中心は原子力委員会だと、そうしてその原子力委員会は、今いろんな点において衆知を集めておるといふことでありまして、決して委員会は専行であるわけじゃない、また学者の意見は一つも束縛しておらず、十分に研究させるようにするつもりでこの法案をこしらえたつもりであります。

○海野三朗君 国務大臣のお気持はよくわかりますが、基本法を定めてあるからとおっしゃるけれども、この個々の法案の中には、それが研究員の意向を原子力委員会に反映させるその方法を一つもきめてないのです。それです。ありますから、ここに非常な疑義が生じてくるので、この点を一つはつきりさせておいていただかなければならぬ、と思ふのでありますが、研究員の意

向を原子力委員会に反映させる方法、
どうしてやっていくかということがそ
の規定が全く見当っていなくて、そ
うして総理大臣は、「研究所に対して、
その業務に関し監督上必要な命令を
することができ。」これは当然なこと

であります。これはもう当然なことであります。ここに当然なことを監督規定がちゃんと設けられておる、それよりもっと当然でなければならぬ、その研究員の考えが、原子力委員会に反映させようとするその規定が抜けておる、ということ、これはどうしても片手落ちではないでしょうか。

○国務大臣(正力松太郎君) 先ほども申し上げましたごとく、研究の自由をやっておりますが、原子力委員会中心だと、そうしてやれば研究の自由であるということは当然だと思いますので、私はこれは明文でなくてもやれる

と思ひまして、この点は海野委員の趣意をよく實際に表わしますから、その点は一つおまかせ願ひたいと思ひます。

○海野三朗君　総理大臣の監督規定が設けられておる、従つて学者の研究については政府が、そういう研究をしてはいけない、こういう研究もしろと、この命令ができるということになつて

おるのです。それからまた三十二条の補助金の規定を見ましても、学者の研究は予算の面で縛られます関係から、時の政府の意向によつて左右されなければならなくなる結果が生まれてくる

のではないでしうか。私はその点をおそれるのです。どうなんでしょう。

○国務大臣（正力松太郎君）　そういうことはないと思つております。

○海野三朗君 この監督権が設けられてありますから、当然そういうことをしてはいけない、こういうふうにしろというて、研究者に命令をすることができるようになっているのであります。それを私は言うのです。

○国務大臣（正力松太郎君） 私は、大方針だけは委員会できめますので、そしてその方針のもとにやることは自由になつておりますから、これで十分御趣意のような目的が達せられると思つております。

○海野三朗君　そうしますと、この、
 そういう際にそういうことによつて、
 つまり監督の規定が強化されておるといふことのために、学者の研究が阻害されるおそれがあると思つたのであります。すが、そういう点はどうなっておりますか。

○国務大臣（正力松太郎君）　決して阻

害されるようなことはないと思じてお
ります。

○海野三朗君　まあ正力国務大臣がおられておやりになるんであれば、それはその時代はいいかもしれませんが、けれども、末長かどうかということを考えてみますときに、ここに非常な危険性をはらんでおるのであります。つまり仏作って魂入れずという結果にな

りやすいのだということを私は非常に
おされる。なぜおされるかという
と、総理大臣が非常な権限を持っておりま
すから、研究の自主性ということが
うたつてない、従つてその研究はお前

やる必要ないのだ。いやこういうことをやれといったって、研究者の心理というものは決してそれに盛り上つてくる気持ちがわいてこない。自分のきらい

い別の方面をやれと言われたつて、人間の心にくいには打たれないと同様に、どうしたつて身が入らなくなつてくるのです。私はその点をおさるゝ。監督の強化のみを法にうたつていて、それとしてその自主性が認められていないといふ

いうことは、この法案の大きな穴である、欠陥であると私はこう思ひんですが、國務大臣はどんなふうにお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○國務大臣(正力松太郎君) 私はこの規定でも御意に沿うと思つております。

すけれども、万一そういうことの起つた場合には、あらためてもう一ぺん考えたいと思つておりますから、今はこれでやり得ると思つておりますから、どうぞこれで御了解願いたいと思ひます。

○海野三朗君　私はそれで非常におそれますということを申し上げたそのわけ

けは、まあ理研にしても同様であります。理研のお話で今ちよつと御参考の

ために申しますが、今は故人となりました仁科芳雄君、あるいはサイクロトロンから原子核の分裂については、アメリカに決して劣っていないかったんです。そうしてそのサイクロトロンを作りますときに、アメリカの学者と相談して、この理研のサイクロトロンと同

じ大きなものを作ったのであります。ところがお金がないために三十万圓しかあの当時出してやれなかった。ところがその当時アメリカはすでに三十億ドル使っておった。その結果はど

うなつたか」といふと、向うから原子爆弾が吹つ飛んできた。ところが核の分裂は、そういうことは仁科君はすばらしい学者であり、そんなことは百も承

当時の政府はどうであるかという
と、そんな研究は、核の分裂なんかは
やることではないのだ。殺人光線の一
なことを考えて、そうして最も有効に
国防に設立となすればならぬという

軍部の意向であつて、軍部がその當時にいわゆる監督權と申しますか、實力を持つておつたものでありますから、軍部がそういうふうな考えを持つておりましたから政府は従つて金を出さない。出さなかつたからあたら學者が

私はこの前も申し上げましたように、この研究というのは、政治、経済の研究じゃありません。自然科学の研究を食わえてあのありさまを傍観するにすぎなかつたのであります。こうして考えますと研究者の自主性というもの、何ものよりも尊重せられなければならぬ。

究でありますから、どんなことをやら
せたって決して国が困るようなことは

出てこようはずがないので、また科学の本来の使命から考えましても、平和的利用に持つていくのが科学者の使命でありますから、これにまかせなければならぬし、またまかせた以上にはけがそのヒョウタンからこまが出るか、何が出るか、全く予想もつかないところの

すばらしい世界を生み出すところの能力を持つておる研究者、その研究者が立案するところのものには国をあげてこれに従つていくべきものである、それでこそ初めて科学が十分進歩するものと

のである。で、時の監督権のみを強化されておつて、研究の自主性が認められていないという点から申しますというところ、この法案というものは点数を

れないんじゃないか、まあせいぜい六十五点ぐらいの点数のように思うのであります。政府から天下りの示される順子力の政策を押しつけられてしりをたたかれて、与えられた研究のテーマに従事させらるるロボット、ハ

わゆるロボット化してしまつては研究者の使命を果すことができないのであります。つまり政府から見ますれば、研究者というものは人夫が奴隸のような存在にしかすぎなくなつてしまふんじゃないませんか。私はここに研究の

自主性というものを叫びますゆえんのもの、この自主性を尊重しなければ決してすばらしいことが生み出てこないのです。私はそれで強く再三再四正しい力國務大臣に迫るわけですが、この自主性をうたっていない、これはいくらでも大きな穴なんです。衆議院は何をしていったか知りませんけれども

ども、失礼ながら衆議院の連中で研究をやつてきた議員は一人もいない。私はこの研究に三十有余年命をささげてやつてきたから研究者の気持がよくわかるのであります。そこで昨日の朝日新聞に湯川君のことが出ておりましたが、政治的考慮にいや気がされたのだというふうなことを、それから自分の身体が政治的に扱われることはやり切れない気持だというふうなことを、これを私は思いますときに、権力の方が先に立つて、研究者の自主性、最も尊重しなければならぬ研究者の自主性ということが妨げられるというところのおそれを湯川君は持つておるからこゝういふふうな態度になつたと私は思ふのであります。この湯川君にもこの閣内務大臣と一緒に会合をいたしました席において、湯川君、それから有澤廣巳君、それから藤岡君に言いましたのは、私は何も要求はないけれども曲学阿世の徒になつてはならないのだとこれだけははっきり言つた。湯川君、ノーベル賞をもらつたからといつて曲学阿世の徒になつておつては困る、あくまでも科学者の使命を果してやらなければ困ると申しておいたのであります。この平和的利用とだけなつておりますけれども、どうもこのあり方を見ますと、研究者の自主性というところが認められてないように思ふ。車に乗つておつて、その車がどこへ行くのかからぬといふおそれを多分に持つておるよゝうに思ふ。それで湯川君などもこゝういふことを申しておるのではないかと私は思ふのであります。こゝういふ点について私は大臣にお伺いしたいのであります。ほんとうに政府がわが国における原子力研究の飛躍的発展を真に望まれるならば、第一線に

あつて研究に専念する学者の意見を政府が謙虚に聞き入れて、専門家である研究員の考へ方を基本にして原子力力の基本計画を立案すべきものであると私は信ずるのであります。国務大臣及び局長はどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまの海野委員の御言は三十年の経験から出た科学者としての御意見を拝聴しまして、まことに私も御同感にたえません。それからまた仁科博士の話を聞いてもお話の通りであります。しかしその当時より今日はいふ進んだつもりであります。仁科博士のときは、とにかくアメリカの兵隊があつたサイクロロンを海に捨てたのであります。そして仁科博士は泣いたのであります。しかしそのときまでは科学が必要といつても尊重することは今より薄かつた。今度は科学者を尊重しなければならぬといふことで御協力によつて技術庁といふものができ、科学者の優待も考へております。しかし何分日本は財政が苦しいものでありますから、優遇の方は思ふ通りにいかないは残念ですけれども、今は一歩進めて科学者を優待し、科学技術者の意見も尊重してあります。それから先ほども申し上げたごとく研究の自由といふことは原子力力のこの問題についてももう幾分言つておる。この壁頭に言ひ以上は、この精神はどこのこどもでも尊重していきまして運用の面において御趣意の通り必ず実行いたしますから、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 もう一つ私はお伺いしたいのであります。科学の成果、特に原子力研究の成果が今後の産業のあり方に革命をもたらすものであることは申すまでもありませんが、近來わが国における実業家、政治家、役人といふような人たちの科学技術に対する考へ方を見ますといふと、いわゆるヤジウマ的でありまして、ともすれば近視眼的になるのです。直ちにどうするか、もうからないかといふことがまず先決問題で、もうからないならばすぐやろう、もうからない研究はやめようじやないかといふようなことは近視眼的であつて、非常に誤りと思ひます。基礎的研究といふものは実用に遠いもののように思われまふけれども、この基礎的研究が最も大事なのであります。今申しました仁科君があつたサイクロロンでもつて核分裂をやつたあの當時にはもう非常な反対を食つたのです。ところがあにはからんや、アメリカが先んじて原子爆弾を吹飛ばしてよこしたといふようなものでありますから、この研究者の自主性の尊重といふことを第一にどこかにこれはうたつておかなければならぬといふことを私は痛感するのであります。幾ら基本法の中にそれは書いてあるからいいといふやうにお考えになりまして、どうも私は何かにこれを書き残しておかなければならぬいふやうな、こんな気がするのであります。局長はこれに運営よろしきを得ればいいといふふうにお考えになつて、ただそれだけのお考えでありますかどうですか。

○政府委員(佐々木義武君) 先ほども申し上げました通り、実は原子力局といふものはございまして、私たちは努めて委員の皆さん、参事の皆さんの御意向を十分お聞きし、そしてそれを事務的に整理をするといふのが私たちのむしり任務じやなからうかといふふうなことで思つておるのであります。決して監督規定があるからといつて権限をもつて研究所の研究に制制を加へるといふことは実は毛頭考へておりません。従ひましてさつき申しましたやうな原子力委員並びに参事の皆さん、あるいは専門委員の皆さん等は研究所のほとんど首脳部と申しますか、あるいは顧問等に御就任なさつた方が多いのでございまして、その運用を十分にでございまして、海野先生のおつしやしていくならば、御懸念になつておる点は十分解決するのではなからうかといふふうにお考えしております。

○海野三朗君 私はまだもう少しお伺いしなければならぬのが残つておるのであります。この際この法案にやはり関連することであると思ひます。から、国務大臣である正力さんに私はとくとお伺ひしたい。それは何であるかと申しますと、技術者の待遇問題です。これは私はまず通産省、経済企画庁、あの方面をやかましく攻撃したのであります。技術者と事務官とは格段の差がありまして、同じ大学を出て十年たつといふと二級ほど違つてきます。それからまた技術者は一般職につけないといふやうな内規を作る、実にけしからぬところの規則を作つておるのです。こゝういふことが、みんな今までの事務官が高文をとつた連中ばかりが官房長をやつておるから、そゝういふ内規を作つてやつておる。ところが、その結果はどうなつておるかお申しますと、技術者といふものは本省に入つたら課長にもなれないのだからやめろ、決して入るものではないといふことに、不文律になつてい

る。こゝういふことが、この研究者の方、つまり研究の方に向く人がだんだん優秀な者が向きにくくなつてくる。それで、これは根本官房長官にもこの間きてもらひまして、激しく私は詰め寄つたのであります。本省方面においても技術者を冷遇し、つまり差別待遇をしておる、そゝういふことに対してはあながたが閣僚の一人でいらつしやるから、内閣の方針としてはどういふことにおやりになつていらつしやいますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 先ほどもちよつと申し上げました通りに、今までは技術者といふものに対して特に尊重する程度が少かつたのであります。それで、今度はさつき申し上げた通り、技術庁といふものができたやうなわけでありまして、そゝうして技術者を特に普通の文官とは変りないことになつておりました。現にその証拠として申し上げますのは、今度技術庁に原子力局ができました。その局長は技術者から採用します。この次長は技術者から採用します。普通ならば必ず技術者が現に技術者を次長に當てます。で、そゝういふやうで、現実にはそゝういたしますから、政府の方針もやはり同じく今までは違つて、技術者といふものを優遇するものと私は信じております。

○海野三朗君 技術者は一般職につけないといふやうなやはり内規があるやうであります。あれはどうなんですか。

○国務大臣(正力松太郎君) そゝういふ内規は私はないと思つております。

○海野三朗君 いやいや、それはないとおつしやるけれども、事実そゝうなつて

いるのです。一般職につけないという内規、内規ですから表向きに出されない規則なんです。ごまかしなんです。実際そうなんです。そうでありますから、今日まで通産省の官房長に技術者がなつたためしがございますか。

○國務大臣(正力松太郎君) ちよつとお答えしますが、今度原子力局に次長というものを技術者から採用しますから、内規があつたらそれはできぬわけでしょう。そういうわけでありましてから御了承願います。

○海野三朗君 その原子力局は正力國務大臣のごとき明敏なる頭をお持ちになつていらつしやる方がおやりになるのでありますから、そういう点は心配することはないと思ひますが、通産省とか、他の方面を見ますと、官房長などというものは大に技術官はなれないことになつてゐる。しかも通産省などにおいては、重工業局長というのは、これは技術者かと思ふとみんな事務官、石炭局長もみんな事務官、どうもそういうふうなあり方は、これは通産省全体といたしましても、通産行政がなつていないというところはそこから出てくるのです。

〔理事阿具根登君退席、委員長着席〕
一とき事務官のように技術官は運ばないからだめだというふうに考へておりますが、大きな損害をこうむつておるわけでありまして。私はそういう点ではこの技術官をもつと優遇しなければならぬというのを強く主張したいと思ふのでありますが、今日の通産行政の手おくれはどこからきてゐるかという、技術官を差別待遇するこ

とにあるのですよ。私はそう思ひますが、政務次官はいかがお考へになつていらつしやるか。

○政府委員(川野芳満君) その問題につきましても、たびたび本委員会におきましても海野委員からおしかりを受けた点であります。そういう関係で実は今回の技術官におきましても、相当技術官の方々の優遇をいたす、こゝろいうふうなことでございまして、海野委員の御趣意はある程度は達したのではなからうか、こゝろいうふうな考へておる次第であります。なお将来におきましても、そういう点については、さらに技術官の優遇の点等につきましても、できるだけ考慮したい、こゝろいうふうな考へておる次第であります。

○海野三朗君 いや、政務次官はそれの弊を認めていらつしやるのであります。しょうが、今日各省をながめてみますと、通産行政がまるでなつていない。なつていないと申し上げますのは、私が理由をあげて申しましたように、たとえば銻物銃の問題です。今銻物銃がどれくらい使われているかと申しますと、ドイツあたりでもあの使用量というものは急ピッチに上昇してゐる。ところが銻物銃に対する先の見通しがついていないから、今日の需要者の三割か四割くらいしか与えていないのであります。これはなぜかという、専門の技術者を重視してないからです。事務的にばかり通産省がやつてゐるから、こゝろいうへまをやる。そして日本全国の銻物銃は、今青息吐息なんでありまして。あるいはセメントの問題にいたしましても、あるいは繊維の問題にいたしましても、また機械工業にし

ても、困つてくるという、石炭合理化法案なんというものでござい。また近くいろいろな私は合理化法案が出てなければいかぬのじゃないかと思ひますが、それはなぜかという、通産行政ができていない、その根本は、重工業課長が百二十二もありながら、技術官の課長というものは、たつた十人きりしかおらない、一割しかない。技術官を最も優遇すべき通産省が、こゝろいうふうなやり方、つまり技術者を優遇しないということ、私はガンがそこにあると思ふのであります。過日から再三その点を申し上げておるのであります。技術官はもろろんこれは技術者でなければいけません。しかし通産省方面なんぞについても、もう一段と現内閣時代において新しい考へのもとに、技術者をもう少し優遇していただかなければ……。原子力の研究所ができるに当りまして、技術者をももう少し優遇して下さらなければ、優秀な人間が集まつてこないようになるのではないか、私は懸念するのであります。こゝろいう点についてはお政務次官の御決意のあるところを一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(川野芳満君) 私の決意は、先般も実は海野委員にお伝えを申し上げたつもりでござい。御趣意に沿うように今後さらに努力をいたしたい、かように存じておる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

これをもつて本日の質疑は終了したいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(三輪貞治君) 本日の委員会はこれをもつて散会いたします。

午後四時九分散会
四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、下附代金支払遅延等防止法案(予備審査のための付託は三月十四日)